

「大阪府廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響評価委員会」設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に基づく廃棄物処理施設の設置又は変更の許可に際し、法第8条の2第3項及び第15条の2第3項の規定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第4条の3及び第12条の3に定める事項、市町村による一般廃棄物処理施設の設置又は変更に際し、法第4条第2項に基づき知事が行う技術的援助に関する事項、及び土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく汚染土壌処理業の許可に際し、汚染土壌処理施設の設置又は変更の許可に関する大阪府汚染土壌処理業の許可の申請に関する指導指針(平成21年府告示第1604号)第6条に基づく事前協議に関する事項について、専門的知識を有する者から意見を聴くために、「大阪府廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響評価委員会」(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 評価委員会は、知事の求めに応じ次に掲げる事項について審議し意見を述べるものとする。

- (1) 廃棄物処理施設の設置又は変更の許可における当該施設の設置計画及び維持管理計画に係る周辺地域の生活環境の保全に関すること。
- (2) 廃棄物処理施設の設置又は変更の許可における生活環境影響調査に係る技術的事項に関すること。
- (3) 汚染土壌処理施設の設置又は変更の許可における当該施設の設置等及び維持管理計画、公害防止計画及び環境配慮計画に係る周辺地域の生活環境の保全に関すること。
- (4) その他、(1) から (3) に掲げる事項の他、知事が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 評価委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、廃棄物及び汚染土壌の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について学識経験を有する者から、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員が既に就任している場合において、知事が新たに委員を委嘱するときの委嘱期間の終期は、前項の規定に関わらず、既に就任している他の委員の委嘱期間の終期とする。

(会長)

第4条 評価委員会に会長を置き、委員の互選によって選任する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。この場合において、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、委員の専門分野に関する意見を書面により求め、当該意見を評価委員会の意見とすることができると判断した場合は、会議によらず意見をとりまとめることができる。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、大阪府環境農林水産部環境管理室において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月16日から施行する。